

平成28年皆野町農業委員会第4回定例総会議事録

1. 開催期日 平成28年 4月25日(月)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 3時15分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者： 1人

推進委員：出席者： 5人・欠席者： 0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	欠席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について  
1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
1件

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 皆野町農業委員会会議規則の改訂について

8. 事務局 宮原宏一、神田浩典

## 9. 会議の概要

四方田議長

定足数に達しておりますので、これより平成 28 年皆野町農業委員会  
第 4 回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を  
進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、  
1 2 番 久保明弘 委員の 1 名でございます。

次に議事録署名人に

1 番 浅見 寿太郎 委員  
2 番 葦原 義人 委員を指名いたしたいと思いますが、これにご異  
議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に  
1 番 浅見 寿太郎 委員  
2 番 葦原 義人 委員をお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件を議  
題といたします。

第 1 号について審議します。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当  
の高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を  
求めます。

高橋推進委員

それでは説明させていただきます。4 月 18 日に事  
務局と農業委員の門平さんと現地を回りました。

議案書第1号の第3条、農地状況について説明をいたします。議案書の2ページ案内図を見てください。

申請の場所についてですが、案内図のとおり、申請者の〇〇〇〇さんの隣接にあたる農地でございます。現地調査の結果、周りの農地の影響ですが、申請地については現在休耕中で耕作されていませんが、草はまあまあ生えている状況で、保全管理されてきました。

恐れいりますが、議案書の3ページをご覧ください。

申請者の申請とおりで。

周りに農地や住宅はありますが、周りへの影響は特に問題はないと見てまいりました。

四方田議長

農業委員として、地区担当の門平眞一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

門平委員

補足と言われましても、初めてのことなので見当がつかないのですが、高橋さんが説明されたように借主の〇〇さんの自宅と隣接しておりまして、面積もそれほど広くなく、〇〇〇〇においては、平らな畑の部類にあたると思います。〇〇さんという方は耕作に見えられているのかと伺ったら、年も年なので最近はあまり見受けられないということで、畑にはあまり来ていないということです。畑にはふきのぼうの葉が見えまして、山菜を取ったりそれくらいのことはやるのかなあという状況で、草もそんなにありませんでしたが、多少は耕作した跡も見受けられました。このまま売らないで置いておけば、〇〇さんも手入れが遠のいていく感じで、耕作放棄地になってしまうのではないかと感じた次第です。以上です。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

黒沢委員

はい。

四方田議長

はい。黒沢委員。

黒沢委員

別添2ページに芋とあるが、どんな芋を作っているのか。わからなければ、けっこうです。あちらの地域はコンニャクとか

作っていますよね。

四方田議長

農業委員の門平さん、どんな芋を作っているかわかりますか？

門平委員

あまり足を運んでいないのでわかりませんが、コンニャクは〇〇の方もあまり作らなくなったので、多分自家消費のジャガ芋とかさつま芋だとかそういうものだと思います。よくはわかりません。旦那さんが〇〇〇をやっておりますので、奥さんと二人で、それほど手広くはできないだろうと思います。

四方田議長

他にございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移動に対し 可否 を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請に対し可否の採決をいたします。皆野町農業委員会会議規則第12条に採決の方法として、採決は起立又は挙手によります。

本件の申請内容を 可 とする委員は起立をお願いします。

(起立委員多数)

起立委員が多数と認めます。

着席して下さい。

これにより本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について1件を議

題といたします。

第1号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

すみません。先ほど農地法第5条と言いましたが、4条の誤りです。訂正させていただきます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の、高橋 清勝 委員に対象農地の状況について説明を求めます。

高橋推進委員

議案第2号の4条、申請農地の状況について説明いたします。恐れ入りますが、5ページを見てください。

この申請者は、日野沢の〇〇というところで、自宅の近くが山林になっておりまして、そういったところで所有する農地であります。

現地調査の状況と、周りの農地の影響ということで、申請地については、現在休耕中で作物は耕作されていませんが、草は保全というか刈られております。

恐れ入りますが、議案8ページをご覧ください。

8ページの公図のとおり、周りには農地、住宅等がありますが、特に影響がなく、問題はないというふうに見てきました。

以上です。

あと、最後の写真ですが、ちょっと写りが悪いのですが、岩とかが多くて畑になるような用地ではないと見て取りました。

以上ですが、よろしくお願ひします。

四方田議長

ご苦労様でした。

説明を終わります。

農業委員として、地区担当の高橋 健一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

高橋委員

はい。ただいまのご報告の通り私も現地を視察させていただきました。私が見ましても、畑というふうには現状では見えませんでした。

申請人の〇〇〇さんが言われているように、父親から相続された時点で山林化されたということでございますので、本件については、山林への地目変更については、妥当ではないかと感じました。

以上です。

四方田議長

ご苦労さまでした。これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

続いて議案第3号 農地利用集積計画について1件を議題といたします。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局

資料を配ります。

今、議案第3号として資料をお配り致しました。

まず、農地利用集積計画というのはなんだろうということから始まると思います。

今、審議していただきましたのが、農地の移動について、第3条の審議を議案第1号として可決していただいたわけですが、農地法第3条につきましても、農地を農地のまま権利の移動をする、この農地法につきましても、個人や法人の方が、農地の売買または賃貸する場合におきまして、農業委員会の許可を受ける方法、これが農地法です。市町村が定める農地利用集積計画による権利を設定して移転する方法、こ

これは農業経営基盤法といいますけど、この2つの方法があります。

先ほど申し上げました農地法第3条におきましては、農業委員会等の許可を受け、農地の賃貸借を行う場合は契約期間が到来しても両者による契約の解除の合意がない限り原則、賃貸借は解除されません。

3条で許可を受けて、賃貸借の契約を行った場合、原則、両者の解約の合意がなければ賃貸借の解除はされませんということです。

それを補うため基盤強化法ができました。農業経営基盤強化法につきましては、市町村が定める農地利用集積計画、これにより設定された賃貸借については農地法の規定を適用しないこととしており、賃貸借の期間が満了すれば、貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえということです。なので、返してもらいたいけど、なかなか返してもらえないということはないということです。

なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、農地利用集積計画を作成、公告するということです。

農地法では両者の合意がなければ、原則賃貸借は解約されない。それから、基盤強化法につきましては、自動的に更新されることなく賃貸借をすることができるということです。

今、お配りしました、議案第3号の資料ですが、これがその内容になります。

四方田議長

資料に借り手、貸し手が記載されていないので、説明して下さい。

事務局

肝心なことが書いてなかったですね。これが、○の○○○○○○○○○○が干し芋を作ってますが、芋を作るがために農地の賃貸をしたいということです。所有者はここに書いてある通り17件です。

借り手側が○○○○○○○○○○になります。これにつきまして、申出がありまして、町が計画を

作りました。これについて、農業委員会が計画を承認するかどうかということになります。

以上です。

四方田議長

これについては、27年度までは〇〇〇〇〇が借り受けて〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のほうで使っていたという方向で来たのですが、振興センター等の指摘もあり、それはちょっとまずいやり方だというご指摘のなかで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が直に契約を結ぶということで、農業委員会の同意を得るということなのですが、議案として出すにはちょっと資料が不足して、初めてのことで、資料が不足しているかと思いますが、説明だけでご理解いただければありがたいと思います。不明な点があれば、質問等してみてください。議案としては整っていないです。

それでは、これより本件に対する質疑を行います。

わからない点があるかと思いますが、質疑の中でご理解いただくということでお願いします。

吉岡委員

はい。

四方田議長

はい。吉岡委員。

吉岡委員

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇の土地を借りてじゃがいもを作ったり、さつまいもを作ったりして、収入にしているという形になってはいますが、地主さんから借りる場合は空地进行を借りるということになると思うのですが、空地进行を借りる場合、適正価格という相場があると思うが、ただやみくもに安くというのではなく、地主に対しても税金を払ったり、維持管理する手間があると思うのですが、それも加味されてこういう行動を起こしているかどうか。金額的な面がわかるようでしたらおっしゃっていただきたい。

事務局、わかるようでしたらお願いします。

四方田議長



事務局

それではですね、これは先ほど、会長からの説明がありましたとおり、今までは使用貸借にて、ようするに 0 円で利用していたと。これを対外的に契約しているという形をとるために今回、農地利用集積計画をたてたということです。使用貸借の形です。借用料は 0 です。

吉岡委員

0。

事務局

0 です。

吉岡委員

税金は払ってくれないの。

事務局

そのへんのことは記されていないので分かりません。

吉岡委員

そうですか。じゃあ持っていてもつまらないということだね。時代がそういう時代になっちゃたんだね。

四方田議長

まあ、耕作放棄地を減らす一つ的手段としてこういうこともあるのかなあとということで、本来ならばそれ相応の地代を払うべきところですが。

時代が逆になってしまったということだね。農地を農地として維持するために大変ということもあって、誰か耕作してくれればありがたいという、そういう形になってしまっているんですよ。ぜひ、そういうことで、ご理解いただきたい。

補足しますが、契約期間は 3 年ということになっています。

事務局

3 年と 1 年があります。

補足させていただきます。今日の総会でこれが決定になりますと、5 月 1 日から、31 年の 3 月 31 日、約 3 年、正確には 2 年 10 ヶ月という形になります。それとあと地主さんの要望によりまして、1 年というところも出てきます。29 年の 3 月 31 日と

いうところが出てきております。

ちなみに、〇〇〇〇さん、2番ですね、この畑が5月1日から29年の3月31日、ようするに11ヶ月ということになります。

それと、16.17、〇〇〇〇さんも11ヶ月。約1年。いずれも5月1日からになります。

10番から15番、〇〇〇〇さんも28年5月1日から29年3月31日、11ヶ月という形になっています。

あと以上の方については、さきほど申しました通り2年と11ヶ月という形になっております。

以上でございます。

吉岡委員

はい。

四方田議長

はい。吉岡委員

吉岡委員

期限が切れると、継続はしないということですか。必要があればするのだろうけど。短期的な問題ですか。

事務局

これについては、自動継続をしないということで、引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、農地利用集積計画を作成するという事なので、改めて届け出をするという形ですね。

吉岡委員

わかりました。

若林委員

それでは、再契約をしない場合には自動的に1年経つと解約されるということですか。1年の契約の場合に。その時は何もしなくても自然に解約されるのですか。

事務局

そういうことになります。それで、逆に言えば、貸し手については返してもらえということ。使用権の設定をしてしまうと、返してもらえないことがけっこうあるらしいです。

吉岡委員

いい面もあるわけですね。

事務局

まあ、だから制度を作ったということです。

四方田議長

本来ならば4月から3月31日までというのが自然な形ですが、今回は農業委員会が4月25日なので、4月からは契約を結べないということで、こういう11ヶ月という変則的な形になりました。

恐らく、継続する場合、次回は3月の定例会にかけられると、そんなふうに思います。

吉岡委員

わかりました。

若林委員

これはあれですか。3年なら3年と最初の契約を結べば、来年はかけないで3年後に。

事務局

そういうことです。

吉岡委員

わかりました。期間は最長3年ですか？

事務局

それは貸し手、借り手の話し合いです。

四方田議長

他に質疑はございませんか。

浅見委員

はい。

四方田議長

はい。浅見委員。

浅見委員

私も勉強不足でよくわからないこともあるのですが、これは農地法の3条で借りるのではなくて、農地利用集積計画を、これは町が作るわけですよ。

事務局

町が作る計画です。

浅見委員

それによって借りるということですよ。この場合は。

事務局

はい。

浅見委員

ですから、〇〇〇〇が直接その人とやるのではなくて、町が全体をまとめて

事務局

町の計画として

浅見委員

町の計画としてやるということですね。  
反対するわけではなくて、こういうふうに使ってもらえば、先ほど会長も発言していましたが、耕作されない農地ではなくなるわけで、大変いいことだとは思いますが、その辺の通常の一対一で借りるのではないようにしたのは、〇〇〇〇だからですか。

事務局

結局、使用貸借は口約束です。それを使用貸借契約書という形で紙面で取り交わすわけですが、それも結局、口約束を紙にしただけの話で、なんの根拠もないわけです。その効力を正式にするには、農地法3条を適用するか、こういった集積計画を適用するかという話しです。それで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇なので〇〇になります。一般法人の場合、貸借であればどこでも利用権設定ができるということです。利用集積計画を使えば。

ただ、土地を賃貸借ではなくて、所有。取得、権利を変えてしまう場合、買うとか権利を設定する場合、それでは農業生産法人ではないとだめなんですね。

一般法人なら、貸し借りなら大丈夫です。

四方田議長

〇〇〇〇は農業をやるということは結局、法的には認められていないということです。

事務局

はい。

四方田議長

農業法人ではないのだから。  
それでも皆野町の耕作放棄地を解消するために一役担ってもらおうということで、一つご理解ください。

吉岡委員

これは主にさつまですか。

事務局

さつまです。切り干し用です。

四方田議長

他に質疑はございませんか。  
質疑がございませんので、これより採決をいたします。

皆野町が作成する「農地利用集積計画」を承認することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は皆野町が作成する「農地利用集積計画」を承認することに決定いたしました。

議案第4号 皆野町農業委員会会議規則の改正について1件を議題といたします。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局

また資料を配らせていただきます。

今お配りした資料をご覧ください。

皆野町農業委員会会議規則の改定ということで、2枚をホッチキス止めにしてあります。

1枚目が新しい会議規則、2枚目が古い会議規則です。

どこが違うかということ6条のところです。

会議の成立。古い方につきまして、読み上げます。

会議は、在任する選挙による委員の過半数が出席しなければ開くことができない。但し、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により総会を開くことができなくなる時は、この限りではない。

改めまして1ページ目、第6条。要するに農業委員会法が変わりまして、選挙制度がなくなったということです。これによって、中身が変わりました。

第6条、会議は、在任する皆野町長が任命した農業委員、及び農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

このように改めますということです。

そして、最後になりますけど、附則のところ、平成28年農委規則第1号、この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

これによって、本日の会議が成り立つということになります。

以上です。

四方田議長

説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決をいたします。

皆野町農業委員会会議規則の改正について 可 とする委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は皆野町農業委員会会議規則の改訂について承認し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することに決定いたしました。

以上で審議いただき議案はすべて終了しました。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。議案は以上でございます。

閉会を職務代理、黒沢委員にお願いします。

黒沢職務代理

本日の提出議案 4 件、慎重に審議いただきました。ありがとうございました。

これにて、総会を閉会と致します。